

公 告

このたび、下関市菊川町大字下保木地内を受益地とする県営下保木地区農業競争力強化基盤整備事業の計画の変更すべきことを協議したいので、土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第88条第6項において準用する法第87条の2第8項の規定により、この旨を公告し、その協議にかかる書類を下記のとおり縦覧に供します。

なお、当該土地改良事業に意見のある者は、法第88条第6項において準用する法第87条の2第9項の規定により、山口県知事あてに下記の方法にて意見書を提出してください。

令和7年4月8日

山口県知事 村 岡 嗣 政

記

- 1 縦覧に供する書類
変更後の県営下保木地区農業競争力強化基盤整備事業計画概要書の写し
- 2 縦覧の期間
令和7年4月9日から令和7年4月28日まで
- 3 縦覧の場所
下関市菊川総合支所建設農林課
下関市のウェブサイト
- 4 意見書の提出方法
下関市菊川総合支所建設農林課に提出